

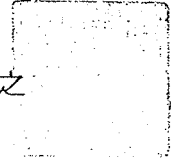


平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市健康福祉審議会

会長 小 林 正 之



子ども・子育て支援新制度における利用者負担について  
(答申)

平成 2 6 年 7 月 3 日付け諮問のありました子ども・子育て支援新制度における利用者負担について、本審議会で審議した結果、別添のとおり答申します。

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

平成27年4月に予定されている子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、下記の4事項について意見を求められたところである。

- 1 1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号，満3歳以上教育標準時間）の保育料
- 2 2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号，満3歳以上保育標準時間・短時間）の保育料
- 3 3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号，満3歳未満保育標準時間・短時間）の保育料
- 4 延長保育料

1から3までの利用者負担（保育料）の事務局案については、柏市の子どもたちが在籍する施設によって負担に大きな差が生じないように、1号保育料と2号及び3号保育料の市独自負担分等のバランスに配慮された料金体系となっている。さらに、現行の私立幼稚園就園奨励費支給後における自己負担額と認可保育園保育料という2つの制度をそれぞれベースにしている国基準の利用者負担額の不均衡を調整したものとなっている。

また、2号及び3号保育料は、現行の認可保育園保育料と比較して、階層を細分化することにより、階層間の格差を抑制するとともに、均等な差額設定に改められている。教育利用の1号保育料もこれと同様の設定となっており、応能負担という考え方に則りながら、可能な限り公平な負担となる保育料を設定しようとする事務局の基本姿勢には同意するものである。

加えて、国の第3階層の保護者に対する市独自の減額制度を新制度でも継続するとともに、1号保育料にも対象を拡大して適用するなど、低所得者への一定の配慮はなされている。会議の中で説明があった寡婦控除のみなし適用についても、制度施行当初から実施できるように準備を進めてもらいたい。

一方、新設される保育短時間利用の利用者負担額の事務局案については、国が示したとおり保育標準時間利用の金額から1.7パー

セントの額を減じたものとなっているが、各園で歳児、人数等、利用状況が異なることが予想される中、3時間の保育時間の差を職員配置、運営コスト等の市独自の指標を設けることにより、保育料金の差額を導き出すことは困難であるため、国に準じることとする。

4の延長保育料については、保育短時間の認定者が、各施設において設定された8時間の利用可能枠を超えて利用する際に延長保育となることが、利用者にとって不利益とならないように配慮されたい。

#### 附帯意見

保育料及び延長保育料について、次の事項に留意して業務にあたられたい。

2号及び3号保育料については、現行の認可保育園保育料と比較して、公平な保育料となっているが、算定根拠が所得税から住民税に変更になったこと、年少扶養控除等を加味しなくなったことにより、在園児の個々の保育料において現行の保育料と新制度の保育料の額に差が生じる可能性がある。

年少扶養控除は税制上既に廃止されているものであるため、新制度の保育料が本来の応能負担であることは明らかであるが、在園児については一定の配慮をすること。

また、保育料の階層区分の細分化及び保育短時間利用に係る新たな延長保育料等、制度改正に伴う変更点については、在園児及び新規申請児の保護者に対して周知に努めること。